

大学病院の整備及び運営に関する協定書

岡崎市

学校法人 藤田学園

平成 27 年 3 月 27 日

大学病院の整備及び運営に関する協定書（案）

岡崎市（以下「甲」という。）及び学校法人藤田学園（以下「乙」という。）は、大学病院の建設に関する協定（平成26年5月29日締結）に基づき、大学病院の整備及び運営について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大学病院の整備及び運営に関して、甲及び乙の信頼と協調のもと、これらを円滑に実施するために必要な事項を定める。

（大学病院の機能等）

第2条 乙は、大学病院の整備及び運営に関して、次の各号を遵守し行うものとする。

- (1) 大学病院は、甲及び西三河南部東医療圏の医療課題や医療ニーズを踏まえた医療提供体制を構築し、地域医療の発展に積極的に貢献すること。
- (2) 大学病院開業時における医療法(昭和23年7月30日法律第205号)上の病床数は、一般病床400床規模とすること。
- (3) 大学病院は、その整備する機能をもって緊急な入院や手術に対応できる救急医療(第2次救急医療)を24時間体制で通年実施すること。
- (4) 大学病院が行う救急医療は、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき愛知県が作成する「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」にできる限り適合する高度な体制を構築すること。
- (5) 大学病院は、甲及び西三河南部東医療圏の災害医療対策に積極的に協力すること。
- (6) 大学病院の開業日(医療法上の病院開設日)は、平成32年4月を目途としつつ、同年4月から同年12月末までの間において乙が定めること。
- (7) 大学病院における第2次救急医療24時間通年体制の開始日は、平成32年4月を目途としつつ、同年4月から同年12月末までの間において乙が定めること。

（甲の支援等）

第3条 甲は、大学病院の整備及び運営に関して、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 乙が行う救急医療体制の整備を支援するために、病棟建設及び医療機器等の整備に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付すること。
- (2) 前号の補助金を交付するために、乙が行う医療法に基づく病床整備計画の提出に合わせて、補助金に関する規程を整備すること。
- (3) 前号の規程を整備するときは、大学病院の救急医療体制整備支援に主眼を置いた補助金の算定方法を採用すること。
- (4) 第1号の補助金を交付するために、乙が行う医療法に基づく病院開設許可申請に合わせて、予算措置を講じること。
- (5) 大学病院開業後の救急医療体制を支援するために、救急医療事業の運営に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付すること。
- (6) 前号の補助金を交付するために、大学病院の開業に合わせて補助金に関する規程を整備し、必要な予算措置を講じること。

（大学病院用地）

第4条 大学病院用地については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 甲は、大学病院用地として、保留地(岡崎駅南土地区画整理事業48ブロック1ロット)を取得すること。
- (2) 甲は、前号の保留地について、甲が当該土地の引渡しを受けた日から10年間、乙に無償で貸し付けること。
- (3) 甲は、前号による貸付が終了したときは、当該土地を岡崎駅南土地区画整理組合から購入した価格により、乙に譲渡すること。
- (4) 第2号による貸付及び前号による取得その他の条件等については、甲及び乙が協議の上、契約書等で定めること。

（地域医療連携）

第5条 乙は、甲及び西三河南部東医療圏における医療課題の解決を図るために、甲及び地域医療関係者等との積極的な協力及び連携に努めるものとする。

（市議会の議決）

第6条 この協定に定める事項のうち、岡崎市議会の議決を必要とする甲の行為については、甲が岡崎市議会の議決を得た後にその効力を生じる。

(協定の解除等)

第7条 甲及び乙は、正当な理由なくこの協定の定めが履行されないときは、この協定を解除し、かつ、その生じた損害の賠償を求めることができる。

2 乙は、乙の責めに帰すべき事由以外の事由(次条に定める不可抗力を除く。)により第2条各号の全部若しくは一部の履行が不能となった場合は、この協定を解除することができる。この場合において、乙は、当該協定の解除により甲に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(不可抗力)

第8条 戦争、テロ行為、暴動、天災地変、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令(ただし、甲によるものを除く。)、同盟罷業その他の争議行為、放射能汚染その他の不可抗力により、この協定の全部若しくは一部の履行が遅滞し、又は不能となった場合は、甲及び乙は互いにその責めを負わない。

(疑義の解決)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の内容を変更するときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 岡崎市

代表者 岡崎市長 内田 康宏

乙 学校法人藤田学園

代表者 理事長 小野 雄一郎